

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 6 8 号

2009年5月13日発行

[事務局]〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

TEL : 03-3203-7575 FAX : 03-3202-4977 E-mail : raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替 : 00190-4-119379 口座名称 : 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ : <http://www.ksyc.jp/gaikikyou/>

入管法の改定案に反対するキリスト教会共同声明

◇多国籍・多民族社会

いま日本には、190カ国・215万人以上の外国人住民が暮らしています。日本にあるキリスト教会において、たくさんの外国人信徒を迎えています。しかし、彼ら彼女らは日本で生活する上で、住民として、労働者として、女性として、子どもとして当然認められるはずの権利が制限されたり、否認されています。

私たちは、聖書のみ言葉に従って、一人ひとりの生命が神から賜ったものとして何よりも大切に考えていますので、日本人も外国人も一人ひとりの人権が保障されること、そのためには世界人権宣言に始まる国際人権諸条約と日本国憲法に基づく「外国人住民基本法」が必要である、と訴え続けてきました。

◇国連の勧告を無視した改定案

政府は今年3月、入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改定案を国会に提出し、4月24日から入管法・入管特例法の審議が衆議院法務委員会で始まりしました。

私たちは、今国会に上程された上記3法案の内容に、強い危惧を抱いております。これらの法案は、国際連合の自由権規約委員会からの勧告、人種差別撤廃委員会からの勧告、子どもの権利委員会からの勧告、女性差別撤廃委員会からの勧告など、国際人権機関からの度重なる是正勧告を踏まえたものになっていないからです。

◇宗教法人の届出義務

とりわけ入管法改定案の第19条17においては、「宗教」など入管資格をもって在留する者（宣教師など）を受け入れている機関は、受け入れの開始と終了だけでなく「その他の受け入れの状況に関する事項」を届け出なければならない、と規定されています。このことは、キリスト教会として黙過できないたいへん重要な問題です。

近年、ブラジルやペルー、フィリピン・韓国などアジアから日本に来て暮らす外国人信徒が急増したため、私たち各教団・機関はそれらの国から宣教師やシスターたちを多く受け入れています。入管法改定案のこの規定に従うと、私たち各教団・機関は宣教師・シスターたちの宣教活動の内容までも届け出なければならないことになります。

しかも、届出事項は「法務省令に定めるところ」となっていて、法文では明記されていません。つまり国会の審議を経ることなく法務省令で定めること、さらに、今後その届出事項を法務省が拡大することもできるようになっています。

これは、国家が宗教団体の活動内容に直接介入する事態をも招き、憲法の政教分離原則にも抵触します。私たちキリスト教会は、戦前の宗教団体法による苦い体験を持っています。単なる届出義務が、省令によってどう変えられていったかは、遠い歴史の話ではありません。

◇宣教活動の制限

のみならず、入管法改定案第 23 条によれば、宣教師やシスターなど外国人住民に、在留カードの常時携帯と提示義務を課し、これに違反すれば第 71 条により罰金刑に処すとしています。

宣教師やシスターたちの日本国内での宣教活動は、全国に点在する外国人信徒の信仰共同体を支え、外国人コミュニティの生活支援・教育支援など、一カ所に留まるわけではありません。にもかかわらず、住居地の 14 日以内の変更届出の煩雑さに加え、90 日以内に新住居地の変更届出を出さなかった場合は在留資格そのものが取り消されることになり(第 22 条の 4)、宣教師やシスターたちの宣教活動の自由が奪われることが懸念されます。

◇外国人住民基本法の制定を

したがって私たちは、入管法の改定案に反対せざるをえません。

私たちは、国会に対して、また日本社会に対して訴えます。

入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改定案の審議にあたっては、改定案の直接の当事者となる外国人住民の声を聞いてください。そして、日本で暮らしさまざまな分野で活動する外国人住民の立場に立った立法をしてください。

日本が外国人住民にどう対応していくかを、世界は注視しています。人間の大規模な移動が日常的になっているこのグローバルな時代に、日本として豊かな人権感覚を世界に示していただきたい、と切に願います。

2009 年 5 月 13 日

日本カトリック司教協議会・社会司教委員会委員長 高見三明

日本キリスト教協議会議長 輿石 勇

日本基督教団総会議長 山北宣久

在日大韓基督教会総会長 鄭 然 元

日本聖公会首座主教 植松 誠

日本キリスト教会大会議長 八田牧人

日本バプテスト連盟理事長 田口昭典

日本バプテスト同盟理事長 小野慈美

日本キリスト教婦人矯風会会長 佐竹順子

日本YWCA会長 石井摩耶子

日本福音ルーテル教会社会委員長 松木 傑

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

共同代表：飯島 信（日本キリスト教協議会総幹事）／谷 大二（日本カトリック移住移動者委員会委員長）／内藤留幸（日本基督教団総幹事）／朴 寿 吉（在日大韓基督教会総幹事）／佐竹順子（日本キリスト教婦人矯風会会長）／李 清 一（外登法問題ととりくむ関西キリスト教連絡協議会）

事務局長：秋葉正二（日本基督教団牧師）

2009年法改定とは……

政府は今年3月、外国籍住民の在留管理を強化するため、外登法を廃止して、「新たな在留管理制度」と「外国人住民票制度」に再編する入管法・入管特例法・住基法の改定案を、今国会に上程しました。

戦後間もなく1947年に外国人登録制度が始まりましたが、今回の法改定は、60年以上に及ぶ同制度を全面的に改編して、「外国人管理」をさらに徹底しようというものです。

4月24日、入管法・入管特例法の改定案は衆議院法務委員会で、次いで28日、住基法の改定案は総務委員会で審議が始まりました。

***外登法**とは、「外国人登録法」の略称で、「外国人の居住関係および身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする」法律。日本国民を対象としてきた戸籍法・住民基本台帳法と決定的に違う点は、①顔写真の他、勤務先など数多くの登録事項を義務づけていること、②外登証の常時携帯と、定期的な確認登録を義務づけていること、③これらの義務規定を、刑事罰によって強制していることです。「朝鮮人取締法」として策定されたこの法律は、たとえば1954年から80年まで、「切替不申請」（そのほとんどが意図的な切替拒否ではなく過失による申請遅延）として自治体から告発され検察に送致された在日コリアンが年平均5127人にも上り、また、警官の街頭での尋問などによって「外登証不携帯」として送致された在日コリアンの数も年平均3242人にもなるなど、外国籍住民、とりわけ在日コリアンの日常生活を監視し威嚇する装置としてありました。その監視・抑圧装置が徐々に“弛緩”していくのは、1980年代から澎湃として起こった指紋拒否・外登法改正運動によってです。

***入管法**とは、「出入国管理及び難民認定法」の略称で、「すべての人の出入国の公正な管理を図る」「難民の認定手続を整備する」ことを目的として掲げていますが、実際は外国籍住民の在留許可や在留資格取消し、退去強制、再入国許可、永住許可、難民認定などにお

いて、法務省の広範囲な自由裁量が認められており、しかも、これらの処分が行政手続法・行政不服審査法から適用除外されています。

***入管特例法**とは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」という、なが〜い名前の法律の略称で、日本の植民地支配によって日本への居住をしいられた旧植民地出身者とその子孫（在日コリアンと在日台湾人）に対して、「特別永住」などを定めている特例法。ただし、退去強制条項もあり、「永住」は「権利」ではなく「資格」にすぎない、としています。

***住基法**とは、「住民基本台帳法」の略称で、「管理」を目的とする外登法や入管法と違って、「住民の利便を増進するとともに、国および地方公共団体の行政の合理化に資する」ことを目的とする法律。しかし、これまでは、「日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない」（第39条）となっていて、外国籍住民は排除されてきました。



- ①「入管法」改定案では、短期滞在者や特別永住者を除く、留学生や永住者などの在留資格（別表第一と第二の24種類の在留資格）をもつ「中長期在留者」を「新たな在留管理制度」の対象として、法務省が「在留カード」を交付します（外登法では、市町村が外国籍住民に「外登証」を交付していました）。
- ②「入管特例法」改定案によると、在日コリアンなど特別永住者は、「新たな在留管理制度」の対象外とされ、市町村を経由して法務省から「特別永住者証明書」が交付されます。
- ③「住基法」改定案によると、「外国人住民票制度」では、中長期在留者①と、特別永住者②の他、一時庇護許可者・仮滞在許可者が対象とされます。これは、日本社会に暮らす外国籍住民にとっても、自治体にとっても、当然のことです。また、外登法の廃止と住基法の適用は、これまで私たちが強

く求めてきたことでもあります。
しかし、市町村による「外国人住民票」の作成と運営は、入管法改定案による「新たな在留管理制度」に連結させられるため、「住民の利便を増進するとともに、国および地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」(住基法第1条)制度から逸脱し、いびつなものになろうとしています。

す。そのため、オーバーステイ(超過滞在)など非正規滞在者や、難民申請中の仮放免許可者の人たちは除外されようとしています。

——以下、外国人権法連絡会の「在留カードに異議あり！」作業部会が原案を作成し、各地のNGOが加筆していき、NGOの総意として、各政党に対して申し入れてきた「意見書」は、次の通りです。

「入管法・入管特例法」改定案に対する私たちNGOの意見

1. 法務委員会での法案審議にあたっては、改定案の当事者となる外国籍住民の意見を広く聴取する場を設けてください。

- ①入管法改定案による「新たな在留管理制度」が対象とする外国人は「約164万人」(2007年末現在)プラス「新規入国者」となり、また、入管特例法改定案の対象者は「約43万人」プラス「新生児」となります。
- ②政府は、国連の特別報告者からの勧告、すなわち「政府はマイノリティ集団に関連して採択される政策や立法に関し、マイノリティ集団と協議すべ

きである」(現代的形態の人種主義・人種差別・外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者による『日本公式訪問報告書』、2006年1月24日)という勧告を無視して、外国籍住民から広く意見を聴取する場を設けることもなく、改定案を策定しました。

これでは、「民主主義」とはとうてい言えません。

2. 「入管法改定案」の審議において、外国籍住民の人権をはなはだしく侵害する、多岐にわたる問題点を明らかにしてください。

(1) 個人情報の集中とデータマッチング

第19条の18(中長期在留者に関する情報の継続的な把握)

- 1 法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係および活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報を整理しなければならない。
- 2 法務大臣は、前項に規定する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第61条の8の2(住民票の記載等に係る通知)

市町村の長は、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除または記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

- ①これまでの在留管理は、法務省による入国時や在留更新・在留資格変更時の審査と、市町村による外国人登録との二元的なものとなっていました。これに対して新たな在留管理制度は、「中長期在留者」の在留情報を法務省＝入管法に一元化して、詳細に、継続的に把握しようとするものです。
- ②入管法改定案によると、中長期在留者は地方入管

局で、上陸許可、在留期間の更新、在留資格の変更などの許可申請時に各種事項を記録され、在留カードの交付を受けます。また、在留期間の途中でも、登録事項の変更があれば14日以内に届出をしなければなりません。

- ③中長期在留者が届け出なければならない事項とは、次のようなものです。

- 身分事項……氏名・生年月日・性別・国籍、それらが変更したとき。
 - 住居地……住居を定めたとき、転居したとき、そのつど市町村経由で届け出る。
 - 所属機関……名称と所在地。また、それが変更したとき。離脱（契約の終了）、移籍（契約の締結）したとき。
- ④中長期在留者の個人情報、このような本人の届出による情報の他、その外国籍住民が所属する機関が届け出る情報も法務省に集中されます。さらに、住基法上の住民票記載事項も法務省にもたらされます。このほか、一人ひとりの入国・再入国・出国に関する情報も、また入国・再入国した際にとられた指紋・顔画像データも法務省にあります。これにより、在留カード番号をキーとして、外国籍住民の個人情報のデータマッチングも可能になります。
- ⑤それを可能にしようというのが、第 19 条の 18、「在留管理に必要な情報を整理」「情報を正確かつ最新の内容に保つ」という条文です。「情報を整理する」とか「正確かつ最新の内容に保つ」というように、抽象的に、曖昧に書いているところが、

- 政府が「もっともやりたい」ことなのでしょう。
- ⑥しかし、このような個人情報の一元的管理とデータマッチングは、日本国民には許されないもので（2008 年 3 月 6 日、住基ネット最高裁判決）。もし、外国籍住民に対してはそれが許されるというのなら、その必要性の合理的・客観的根拠が示されなければなりません。
- ⑦今年 3 月に閣議決定された「規制改革推進のための 3 力年計画（再決定）」では、在留資格の変更や在留期間の更新などの際、「国税の納付状況、地方税の納付状況、社会保険の加入状況、雇用・労働条件、子弟の進学状況、日本語能力等」についてガイドライン化するとともに、効率的な情報収集が可能となるよう検討する、とされています。したがって今後、「新たな在留管理制度」で得られた個人情報と、これらの情報との連結も想定されません。
- ⑧他の行政機関との情報の相互照会・提供も、行政機関個人情報保護法に則って行われることとなりますが、警察機関からの照会に応ずることも当然想定され、多数の項目にわたる個人情報が随時提供されることも可能になります。

（2）市民社会が外国籍住民を監視する

第 19 条の 17（所属機関の届出義務）

別表第一の在留資格をもって在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始および終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出なければならない。

- ①改定案では、中長期在留者のうち「別表第一」の外国籍住民が所属する機関（私企業や公共団体、報道機関、宗教団体、研修生・技能実習生受け入れ機関、日本語学校、大学、専門学校など）に対して、個人単位で「就労状況／在籍状況／研修状況／就学状況」を報告させることを義務づけています。
- ②「別表第一」の在留資格とは、教授／芸術／宗教／報道／投資・経営／法律・会計業務／医療／研究／教育／技術／人文知識・国際業務／企業内転勤／興行／技能／文化活動／留学／就学／研修／家族滞在／特定活動となり、これらの在留資格をもつ外国籍住民の数は今や「69 万人」となります（2007 年末現在）。つまり、彼ら彼女らは日本

- 社会の隅々にわたって、日本人と共に労働し勉強し家庭を形成しているのです。
- ③このような外国籍住民に対して、改定案が設ける所属機関からの届出制度は、これまでの外国人登録制度にはなかった新たな在留管理方法です。「外国人管理」とはまったく無縁の機関、公権力の介入から独立性を保障されている大学や報道機関、宗教法人までも、外国人管理行政の一翼を担わされます。
- ④たとえば日本語学校や大学、専門学校など教育機関からは、在籍する学生の「氏名、生年月日、国籍、在留資格、在留カード番号、在籍事実、退学・除籍・所在不明事実」などを届けさせます。また雇用先からは、2007 年 10 月から実施された雇用状

況報告制度によって厚生労働省経由で情報提供を
求めることができます。しかも、これらの届出事
項は、法務省令でいくらかでも拡大できるようにし
ています。

⑤このように広範かつ無限定の届出義務制度は、結
局のところ、「日本社会が外国籍住民を監視する」
こととなります。私たちは、そのような社会にな
ることをきっぱりと拒否します。

(3) 在留資格の取消し

第 22 条の 4 (在留資格の取消し)

法務大臣は、別表第一または別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人について、次の各号に掲げる事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

⑦日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者または永住者の配偶者等の在留資格をもって在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留していること。

⑨中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に、法務大臣に、新住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く)。

⑩中長期在留者が、法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

①在留資格の取消しは、当事者に出国をしいること
になります。したがって、行政手続法が定める一
般の許認可(営業許可など)の取消しの手続きよ
りも、厳格な手続きによってなされるべきです。
しかし、現行の在留資格の取消し制度(2004年に
新設)の手続きがきわめて簡便であるうえに、今
回の改定案はこれをさらに骨抜きにしようとして
います。

②今回の改定案において、在留資格取消しの事由と
して、(a)日本人・永住者の配偶者が、「配偶者
の身分を有する者としての活動を継続して3月以
上行わないで在留していること」、(b)中長期在
留者が、法務大臣に住居地の新規および変更の届
出を90日以内に行わないとき、「虚偽の住居地」
を届け出たときが新設されます。しかし、いずれ
についても、在留許可を取り消さなければなら
ないほどの不当・違法な状態が発生するとは考えら
れません。

(a)について、在留期間到来前に在留許可を取
り消さなければ著しく損なわれるようなく公益
が存在するとは考えられません。そもそも、「配偶
者の身分を有する者としての活動を行わない」状
態を認定することは困難です。日本人であれ外国
人であれ国際結婚であれ、現代社会にあって家族
の形態はじつに多種多様です。それぞれの事情で、
単身赴任とか二重生活というケースもたくさんあ
ります。その場合でも、「配偶者の身分を有する

者としての活動を継続して3月以上行わない」こ
とになるのでしょうか?

(b)についても、住民基本台帳への登録義務違
反に対する措置とくらべて著しく不均衡です。ま
た、その多くが派遣労働者として働く外国籍住民
にとっては、それこそ1週間ごと、1カ月ごとに
違った労働現場に送られるなど、「虚偽の住居地」
の認定にも困難が生じます。

③日本人・永住者の配偶者に対するこれまでの在留
資格審査では、単身赴任や不和による別居におい
ても、「配偶者の身分を有する者としての活動を行
わない」状態とみなされてきました。また、夫
婦間に係争が生じたときに、外国人配偶者に出国
をしいたケースも多く、結果的に、民事上の争い
に法務大臣が介入することになりました。このよ
うに移住女性がきわめて不利な状況にあることを
見るならば、今回の在留資格取消し条項が、彼女
たちをさらに窮地に追い込むことは明らかです。

④政府はこの条項を「偽装結婚を防止するため」と
説明していますが、国連からの「懸念と勧告」(女
性差別撤廃委員会「総括所見」、2003年7月18日)
に対して、真摯に耳を傾けるべきです。

《委員会はさらに、ドメスティック・バイオレ
ンスを経験しながらも、その入国・在留に関す
る法的地位が配偶者との同居の有無に依存しが
ちな外国人女性の特有の状態について懸念する。
委員会は、そのような女性たちが、強制送還さ

れることへの恐怖から、助けを求めたり別居や離婚に向けて行動を起こしたりすることを思いとどまる可能性があることを懸念する》
《委員会、ドメスティック・バイオレンスを

うけて別居している既婚の外国人女性に対する在留許可の取り消しは、かかる措置がそのような女性たちに与える影響を十分に査定した上でのみ行うことを勧告する》

(4) 外国籍住民にとって過酷な義務規定と刑事罰

第 71 条の 2 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金に処する。

① 第 19 条の 7 第 1 項 [新規上陸後、住居地を定めた日から 14 日以内の住居地届出]、第 19 条の 8 第 1 項 [在留資格変更等に伴う住居地届出]、第 19 条の 9 第 1 項 [住居地の変更届出]、第 19 条の 10 第 1 項 [住居地以外の記載事項の変更届出] または第 19 条の 16 [所属機関等に関する届出] の規定による届出に関し虚偽の届出をした者

② 第 19 条の 11 第 1 項 [在留カードの更新]、第 19 条の 12 第 1 項 [紛失等による在留カードの再交付] または第 19 条の 13 第 3 項 [汚損等による在留カードの再交付命令] の規定に違反した者

第 71 条の 3 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

① 第 19 条の 7 第 1 項 [新規上陸後の住居地届出]、第 19 条の 8 第 1 項 [在留資格変更等に伴う住居地届出] の規定に違反して住居地を届け出なかった者

② 第 19 条の 9 第 1 項 [住居地の変更届出] の規定に違反して新住居地を届け出なかった者

③ 第 19 条の 10 第 1 項 [住居地以外の記載事項の変更届出]、第 19 条の 15 [在留カードの返納] または第 19 条の 16 [所属機関等に関する届出] の規定に違反した者

第 22 条の 4 (在留資格の取消し)

法務大臣は、別表第一または別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人について、次の各号に掲げる事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

① 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から 90 日以内に、法務大臣に、新住居地の届出をしないこと (届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く)。

① 入管法改定案による「新たな在留管理制度」は、住基法・戸籍法と比較しても、あまりにも煩雑な義務規定を設け、かつ格段の重罰を定めています。それは、「外登証」を廃止して「在留カード」とするため、外登法の種々の義務規定と罰則制度を「軽減することなく」ほぼそのまま入管法に持ち込んだためです。

② 住基法で懲役刑を定めているのは、住民基本台帳に関わる秘密を洩らした自治体職員に対してのみ、また戸籍法で同様の罰則は、虚偽の届出をした者に対してだけです。これに比して入管法改定案は、事細かに義務規定を設け、新規届出や変更届出の遅延にまで刑事罰を定めています。

③ とりわけ、住居地変更の届出をしなかった場合、「住基法での過料」+「入管法での罰金」+「入管法での在留資格取消し」とするなど、いちじるしく過重であると言わなければなりません。

④ 1999 年に外登法改定案を審議した際、衆議院法務委員会は次のように附帯決議をしました (1999 年 8 月 13 日)。

《外国人登録法に定める罰則について、他の法律との均衡ならびにこの法律における罰則間の均衡など、適切な措置につき検討を行うこと》
すなわち、今回の改定案に設けられた罰則規定は、10 年前の国会決議をまったく無視したものとなっています。

(5) 国連の勧告を無視した常時携帯制度

第 23 条 (旅券等の携帯および提示)

2 中長期在留者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が [住居地を記載して] 返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならない。

3 前二項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安庁その他法務省令で定める国または地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券、乗員手帳、許可書また

は在留カードの提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

第 75 条の 2 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金に処する。

- ①在留カードを受領しなかった者
- ②在留カードの提示を拒んだ者

第 75 条の 3 (罰則)

在留カードを携帯しなかった者は、20 万円以下の罰金に処する。

「入管特例法」改定案では⇒

第 17 条 (特別永住者証明書の受領、携帯および提示)

- 1 特別永住者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が〔住居地を記載して〕返還する特別永住者証明書を受領し、常にこれを携帯していなければならない。
- 2 特別永住者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安庁その他法務省令で定める国または地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

第 31 条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金に処する。

- ③第 17 条第 1 項の規定に違反して特別永住者証明書を受領しなかった者
- ④第 17 条第 2 項の規定に違反して特別永住者証明書の提示を拒んだ者

第 33 条 (過料)

第 17 条第 1 項の規定に違反して特別永住者証明書を携帯しなかった者は、10 万円以下の過料に処する。

①入管法改定案は、在留カードの受領・提示・携帯義務を、「刑事罰」をもって 16 歳以上の中長期在留者に強制しています。また入管特例法においても、16 歳以上の特別永住者に対して、特別永住者証明書の携帯違反を「過料」(行政罰)としていますが、同証明書の受領拒否と提示拒否には「刑事罰」を設けています。

②今回の改定案では「外登証」が廃止されて「在留カード」「特別永住者証明書」となりますが、永住者も特別永住者も、すべての外国籍住民が身分証明書の常時携帯を義務づけられることには変わりありません。

しかし、1999 年に外登法改定案を審議した参議院法務委員会は、附帯決議の中でこう明記しました(1999 年 5 月 20 日)。

《永住者に外国人登録証の常時携帯を義務づける必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜本的な見直しを検討すること。とりわけ特別永住者に対しては、その歴史的経緯等が十分考慮されなければならない》

参議院に次いで外登法改定案を審議した衆議院法務委員会においては、永住者に限定することなく常時携帯制度そのものの見直しを決議しました(1999 年 8 月 13 日)。

《外国人登録証明書の常時携帯義務の必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜

本的な見直しを検討すること》

しかし、今回の改定案では、この国会決議を検討した形跡が全く見られません。

③国連の自由権規約委員会は 1993 年 11 月 4 日、「総括所見」を採択し、その中で「主要な懸念事項」としてこう明記しました。

《永住的外国人であっても、証明書を常時携帯しなければならない、また、刑罰の適用対象とされ、同様のことが日本国籍を有する者には適用されないことは、規約に反するものである》

《日本に未だ存続しているすべての差別的な法律や取り扱いは、規約第 2 条、第 3 条および第 26 条に適合するように、廃止されなければならない》

この勧告から 5 年後の 1998 年 11 月 5 日、自由権規約委員会は再度、こう勧告しました。

《委員会は、外国籍の永住者に対し、外国人登録証を常時携帯していないことを犯罪とし刑事罰を科している外国人登録法は、規約第 26 条とは合致しないとされた日本の第 3 回定期報告書審議後の総括所見で記した意見を再び述べる。委員会は、このような差別的な法律は廃止されるべきであることを再度勧告する》

それから 10 年後、日本政府の第 5 回報告書を審査した自由権規約委員会は、「総括所見」(2008 年 10 月)の中で、次のように言及しています。

《委員会は、第4回政府報告書の審査後に出された勧告の多くが履行されていないことに、懸念を有する。締約国は、今回およびこれまでの総括所見で委員会によって採択された勧告を実施すべきである》

すなわち日本政府は、国連の自由権規約委員会の

3回にわたる廃止勧告をまったく無視したのです。国連の人権理事会のメンバーである日本が、みずから、国連の国際人権条約実施監視機関からの度重なる勧告を無視すること自体、きわめて恥ずべきことです。

(6) 在留カードに「就労制限の有無」

第19条の4（在留カードの記載事項等）

1 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

①氏名、生年月日、性別、国籍／②住居地／③在留資格、在留期間、在留期間の満了日／④許可の種類、その年月日／⑤在留カードの番号、交付年月日と満了日／⑥就労制限の有無／⑦在留資格外の活動許可を受けている時はその旨

①在留カードの記載事項に「就労制限の有無」があります。法務省の説明資料によれば、在留カード表面のほぼ中央、囲み罫の中に「就労不可／就労するには資格外活動許可が必要」「就労制限なし」「就労制限あり／在留資格で認められた就労活動のみ可」と、それぞれ太字で記載されるようになっています。

②外登証には「職業」という項目がありますが、「就労制限の有無」という項目はありません。それにもかかわらず、このような項目を設けることは、外国籍住民を「人間」として「生活者」として扱うのではなく、「労働力商品」か否かという基準から外国人をみなす人種主義的発想に基づくものです。

(7) 外国籍住民に過度の負担を強いる

第19条の16（所属機関等に関する届出）

中長期在留者であって、次の各号に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨および法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- ①教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学または研修……当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称もしくは所在地の変更もしくはその消滅または当該機関からの離脱もしくは移籍
- ②研究、技術、人文知識・国際業務、興行または技能……契約の相手方である本邦の公私の機関の名称もしくは所在地の変更もしくはその消滅または当該機関との契約の終了もしくは新たな契約の締結
- ③家族滞在〔配偶者〕、特定活動〔配偶者〕、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等……配偶者との離婚または死別

①以上に見るように、外国籍住民、とりわけ中長期在留者に対しては、さまざまな義務規定が設けられ、それが刑事罰（場合によっては在留資格取消し処分）の威嚇によって強制させられます。住居地以外の変更届けは、地方入管局に赴かなければならず、その負担はこれまで以上に大きくなります。なぜなら、地方入管局は全国で8局であり、支局6局、出張所62カ所を含めても76カ所にすぎないからです。他方、市区町村は全国で1787カ所もあります。

②とりわけ外国籍の高校生にとっては、16歳の誕

生日に学校を休んで地方入管局へ赴いて在留カードを受領し、さらに14日以内にまた学校を休んで市町村窓口へ行き、カードに住居地を記載してもらい、そのカードを常時携帯することになります。その負担はあまりにも大きいと言わざるをえません。

③前述したように、入管法改定案は16歳以上の中長期在留者に在留カードの受領・常時携帯・提示義務を課し、入管特例法は、16歳以上の特別永住者に特別永住者証明書の受領・常時携帯・提示義務を課しています。しかし、「なぜ16歳なの

か」ということについては、なんら説明されていません。

日本が加入している子どもの権利条約では、「子どもとは、18歳未満のすべての者をいう」と定

義していますから、日本国民の子どもには課さないのに、外国籍の子どもにだけ課すこのような制度は、国際人権条約、とくに子どもの権利条約に明らかに違反するのではないのでしょうか。

(8) 法文ではなく法務省令に委任

第19条の4（在留カードの記載事項等）

- 1 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。
①氏名、生年月日、性別、国籍／②居住地／③在留資格、在留期間、在留期間の満了日／④許可の種類、その年月日／⑤在留カードの番号、交付年月日と満了日／⑥就労制限の有無／⑦在留資格外の活動許可を受けている時はその旨
- 2 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。法務大臣は、当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
- 4 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項および前二項の規定により表示されるものについて、その全部または一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

第19条の16（所属機関等に関する届出）

中長期在留者であって、次の各号に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨および法務省令で定める事項を届け出なければならない。

第19条の17（所属機関の届出義務）

別表第一の在留資格をもって在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始および終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出なければならない。

①改定案では、在留カードの表示項目や「その他の必要事項」を省令に委任しているほか、ICチップへの搭載事項も省令に委任、所属機関等に関する本人からの変更届出事項も省令に委任、所属機関からの届出においてもその届出事項は省令に委任されています。

②法務省令に委任されているこのような事項は、在留管理上の必要性と、外国籍住民のプライバシー保護の必要性との均衡を図る観点から厳格に定め

るべきものであり、国会での審議を経るべき重要な問題です。しかし、このままでは、法務省が省令によって、きわめて広範かつ無限定に外国人の個人情報収集することになりかねず、プライバシー保護の観点を著しく欠くこととなります。

③現行の外登法では、「外登証」の記載事項も、「外国人登録原票」の記載事項も、すべて法律で規定しており、法務省令への委任はありません。

(9) 自治事務を国の「在留管理」事務に従属させる

第61条の8の2（住民票の記載等に係る通知）

市町村の長は、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除または記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

「住民基本台帳法」改定案では⇒

第30条の50（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知）

法務大臣は、入管法および入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民についての第7条第1号から第3号までに掲げる事項〔氏名、出生年月日、性別〕、国籍等または第30条の45の表〔中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者〕の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

- ①入管法改定案は第 61 条の 8 の 2 で、市町村が外国人住民票について「記載、削除、又は記載の修正したときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない」としています。この条項は、住基法改定案の第 30 条の 50 に連結しています。つまり法務省は、市町村が作成する外国人住民票に「変更があったこと又は誤りがあることを知ったとき」は、市町村に「通知」する、と。
- ②たとえば、前述したように日本人・永住者の配偶者が「3カ月以上配偶者としての活動をしていな

い」と法務省がみなした場合、在留資格を取り消すことができます。そのとき法務省は、住基法第 30 条の 50 によってただちに市町村に通知すると共に、その外国籍住民の「住民票」を削除するよう求めることとなります。

- ③この入管法第 61 条の 8 の 2 も、住基法第 30 条の 50 も、住民基本台帳制度を住民サービスの提供ではなく、在留管理制度の一環とする規定であり、住民基本台帳をその本来の目的から逸脱させようとするものです。

3. 「入管特例法」の改定にあたっては、その対象者である旧植民地出身者とその子孫の歴史的過程および在日二世・三世・四世が大半を占める現状を踏まえて、その地位と権利を法文上明示してください

少なくとも、特別永住者証明書の 7 年ごとの更新を義務づける改定案第 12 条、同証明書の受領・携帯・提示義務を定める第 17 条および刑事罰条項を削除してください。また、「みなし再入国許可制度」を定める第 23 条第 2 項の中の「有効な旅券」を削除してください。

第 31 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金に処する。

- ①第 10 条第 1 項 [住居地を定めた日から 14 日以内の住居地届出] もしくは第 2 項 [住居地の変更届出] または第 11 条第 1 項 [住居地以外の記載事項の変更届出] の規定による届出に関し虚偽の届出をした者
- ②第 12 条第 1 項 [特別永住者証明書の 7 年ごと更新]、第 13 条第 1 項 [紛失等による特別永住者証明書の再交付] または第 14 条第 3 項 [汚損等による特別永住者証明書の再交付命令] の規定に違反した者

第 32 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- ①第 10 条第 1 項 [住居地を定めた日から 14 日以内の住居地届出] の規定に違反して住居地を届け出なかった者
- ②第 10 条第 2 項 [住居地の変更届出] の規定に違反して新住居地を届け出なかった者
- ③第 11 条第 1 項 [住居地以外の記載事項の変更届出] または第 16 条 [特別永住者証明書の返納] の規定に違反した者

第 23 条（再入国の許可の有効期間の特例等）

- 2 入管法第 26 条の 2 [みなし再入国許可] の規定は、有効な旅券および特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。

- ①「入管特例法」改定案では、在日コリアンなど特別永住者に対して、次のように定めています。
- 1) 法務省は、市町村を経由して「特別永住者証明書」を交付する。
- 2) 法務省は、特別永住者証明書に、顔写真のほか、氏名・生年月日・国籍の属する国または地域／住居地／特別永住者証明書の番号と交付年月日・有効期間（7 年）満了日を記載して、かつ IC チップを搭載する。
- 3) 16 歳以上の特別永住者は、市町村窓口で法務省が交付する特別永住者証明書を受領し、常

時携帯しなければならない。また、住居地を変更したときは 14 日以内に、新住居地の市町村を経由して法務省に変更届けをし、市町村窓口で特別永住者証明書に新住居地を記載してもらわなければならない。特別永住者証明書の記載事項「氏名、生年月日、国籍等」に変更が生じたときも、14 日以内に、市町村を経由して法務省に変更届を出し、新たな証明書を交付してもらわなくてはならない。

- ②このように特別永住者は、これまでと同様の義務規定と罰則制度を課せられます。

③入管法改定案では、特別永住者を外形的には「徹底した管理」の対象外としていますが、実際は入管法改定案の第61条の8の2（住民票の記載等に係る通知）と住基法改定案の第30条の50（法

務大臣からの通知）によって、特別永住者も「新たな在留管理制度」、すなわち「法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度」の枠内の一つのカテゴリーとして位置づけられることは必至です。

第23条（再入国の許可の有効期間の特例等）

2 入管法第26条の2〔みなし再入国許可〕の規定は、有効な旅券および特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。

①「入管特例法」改定案によると、特別永住者は再入国許可の有効期間の上限が4年から6年にされると共に、「有効な旅券および特別永住者証明書を所持」していれば、2年以内であったら許可を受けることなく再入国できる（法務省の造語では「みなし再入国」としています。その「有効な旅券」とは、「イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府または権限のある国際機関の発行した旅券または難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書」「ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書」（入管法第2条の5）となっていて、その「政令で定める地域」は「台湾ならびにヨルダン川西岸地区およびガザ地区」としています。

そうすると、大韓民国あるいは中華民国の旅券を持つ特別永住者は「みなし再入国」が認められます。しかし、外登証の国籍欄に「朝鮮」と表示されている特別永住者は、今回新設された「みなし再入国」を認められず、これまでと同様に、事前に再入国許可をとって出国・再入国せざるをえないこととなります。

②そもそも1947年、外国人登録制度が始まったとき、在日コリアンの外登証の国籍欄に「朝鮮」と一律に記載したのは日本政府なのです（その後、1948年大韓民国の樹立、1965年日韓条約の締結という中で、国籍欄を「韓国／大韓民国」とする在日コリアンが増えていきましたが、「朝鮮」としたままの人びともいます）。それにもかかわらず、「朝鮮」表示の在日コリアンを、「みなし再入国制度」から排除することは無責任きわまりない政策です。

③国連の自由権規約委員会は1998年11月、「総括所見」でこう勧告しました。

「出入国管理及び難民認定法第26条は、再入国許可を得て出国した外国人のみが在留資格を喪失することなく日本に戻ることを許可され、そのような許可の付与は完全に法務大臣の裁量であることを規定している。この法律に基づき、第2世代、第3世代の日本永住者、日本に生活基盤のある外国人は、出国および再入国の権利を剥奪される可能性がある。委員会は、この規定は、規約第12条第2項および同条第4項に違反すると考える。委員会は政府に、「自国」という言葉は「国籍国」と同義ではないことを注意する。委員会はそれゆえに、政府が、日本で出生した在日コリアンのような永住者に関しては、事前に再入国許可を取得しなければならないという要件を取り除くよう、強く求める」

そして前述したように、自由権規約委員会は第5回政府報告書を審査したあとの「総括所見」（2008年10月）の中で、次のように言及しました。

《委員会は、第4回政府報告書の審査後に出された勧告の多くが履行されていないことに、懸念を有する。締約国は、今回およびこれまでの総括所見で委員会によって採択された勧告を実施すべきである》

④したがって、現在の法務大臣の自由裁量による再入国許可制度を廃止して、「権利としての再入国」を明記して保障すべきです。

また、国籍欄に「朝鮮」として表示されている在日コリアンに対しては、難民条約で認められた難民に「難民旅行証明書」が交付されているように、「旅行証明書」を発行すること、その「旅行証明書」には、日本国民に発給される旅券と同様に、旅行証明書保持者への便宜提供の依頼文が日文と英文などで並記するなど、具体的かつ実質的に特

入管特例法の抜本的改定＝在日基本法の制定を

◆在日コリアンの法的地位の現在

在日コリアン社会では、すでに二世・三世・四世が大半を占め、今や五世が生まれてきています。しかし日本では、国籍法において血統主義を採用しているため、日本で生まれ育った在日四世・五世であっても、「日本国籍を有しない者」として、次のように扱われているのです。

- 1) 地方自治体の参政権 ⇒ 法律により否認。
- 2) 人権擁護委員・教育委員・民生委員の就任権 ⇒ 法律により否認。
- 3) 地方公務員・公立学校教員の就任権 ⇒ 政府見解により制限。全国で外国籍の地方公務員は1000人以上いると言われていますが、東京都に見るように管理職任用などで制限されています。また、公立小・中・高校に約200人以上の外国籍教員（その多くが在日コリアン）が勤務していますが、「教諭」ではなく「常勤講師」としての扱いがされています。したがって、校長・副校長・主任にもなれないのです。
- 4) 日本への再入国権 ⇒ 法律により制限。
- 5) 社会保障の受給権 ⇒ 国籍条項はほぼ撤廃されましたが、経過措置が設けられていないことにより高齢者年金、障害者年金などが受給できません。
- 6) 戦後補償の受給権 ⇒ 原爆被害者援護法以外は、各法律により否認。
- 7) 民族名を名のる権利、民族教育を受ける権利など「マイノリティとしての権利」 ⇒ 政府見解により否認。
- 8) 入居拒否、就職差別など社会的差別から保護・救済を受ける権利 ⇒ 人種差別（民族差別）撤廃法が制定されておらず、また保護・救済を求める国内人権機関がないため、裁判所に訴えるしかありません。

◆外国人法制度と「国民」民主主義

このように在日コリアンは、本来享有すべき基本

的権利を今もって制限され否認されています。

在日コリアンに対するこのような法制度と、それを支える日本社会の意識は、「戦後民主主義」の中にすでに胚胎されていました。

- 1) 戦後日本の外国人法制度は、1980年代まで、在日コリアンをおもな対象として策定されていきましたが、外国籍住民を普遍的権利の享有主体から排除し「管理」する、という目的の下で立法化され運用されてきました。
- 2) こうした外国人法制度は、①法令に明文化されたもの、②法令には明記されずに「当然の法理」という奇妙な論理に拠るもの、③必ずしも法文上明記されていないが、行政通達など、外国籍住民も、また日本国民も知りようがない「行政マニュアル」に拠るもの——によって、恣意的に運用されてきました。
- 3) しかもこれは、日本国民の圧倒的多数の「無関心」の下に作られ、維持されてきました。
- 4) 戦前の日本において埋め込まれた日本人の朝鮮人に対する差別と偏見が、戦後、「日本国民」対「外国人」との絶対的二分論によって合理化・正当化され、「日本国民＝日本人」との単一民族国家神話によって補強されたのです。

そのことは、「民主主義」を謳歌してきた戦後日本において、日本人みずからが植民地主義と対峙して克服していく作業がなされなかったことを示しています。

◆「在日基本法」の制定

今回の入管法・入管特例法・住基法改定案は、在日コリアンを、さらに袋小路に追い込もうとしています。しかし、すでに在日四世・五世が生まれてきている現在、日本は今後も、彼ら彼女らに対してこうした「管理制度」を続けるというのでしょうか。諸外国の例を参照するまでもなく、四世・五世となる彼ら彼女らには、日本国民と同等な権利が保障されるべきです。

来年 2010 年は、「韓国併合」100 年、すなわち「在日」100 年となります。

これから生まれてくる在日四世・五世にとって必要なことは、「特別永住者証明書」などではありません。

在日コリアンなど旧植民地出身者およびその子孫に対して、無条件の永住権、住民としての地位と権

利、そして国際人権条約が定めるマイノリティとしての権利を保障する「旧植民地出身者の法的地位と権利および権利の回復に関する基本法」（「在日基本法」）を制定すること、そしてそこでは日本の歴史的責任を明記し、日本国憲法および国際人権諸条約に基づいて、旧植民地出身者が享有する権利を明示することです（田中宏・編『在日コリアン宣言』）。

「住基法」改定案に対する私たち N G O の意見

1. 総務委員会の法案審議にあたって、改定案の当事者となる外国籍住民の意見を広く聴取する場を設けてください。

2. 法案審議において、外国籍住民の人権を侵害する問題点を明らかにし、在留資格を有しない外国籍住民についても、住民としての生活実態がある以上、自治体が「住民基本台帳」に登載することを可能とする制度にしてください。

①現在の外国人登録制度では、非正規滞在者なども対象としています。外国人登録を住民行政の基礎としている市町村では、オーバーステイ（超過滞在）となってしまった外国籍住民とその家族に対しても、母子保健や教育など一定の範囲内での行政サービスを行なっています。

②しかし、「住基法」改定案による外国人住民票の制度では、彼ら彼女らの住民票は作成されず、あるいは「削除（削除）」されます。したがって、現在は受給できている行政サービスが打ち切られる、あるいは緊急保護を必要とする外国籍住民が目の前にいても無視される、という事態も起こります。

③欧米諸国の実態を見れば明らかなように、一定数の非正規滞在者が存在することは、今日の世界では当然の事実として認識されています。政策が現

実の対応策である以上、こうした存在を前提とすることが必要です。それを、住基台帳から削除したり、初めから搭載しないで、自治体から「見えない人間」にしてしまい、行政サービスの対象にしなくても「支障はない」といった政策は、どうして現実的な政策とはいえません。

④改定案では、「一時庇護上陸許可者」「仮滞在許可者」を対象としていますが、難民申請者のほとんどが「仮滞在許可」も認められず、したがって住基台帳からも排除されることとなります（2008 年、仮滞在を申請した難民申請者 656 人のうち許可されたのは、わずか 57 人です）。彼ら彼女らは、平均 2 年以上に及び難民認定審査期間を、法的な保護もなく、また就労もできない「非正規滞在者」とされてしまうのです。

3. 自治事務を国の「在留管理」事務に従属させる条項を修正・削除してください。住民基本台帳は、住民の基本的な情報を正確に把握し住民行政の基礎とするための制度です。その本来の目的と運用に適合するように、法案を修正してください。

（1）住基法改定案の第 30 条の 45、および第 39 条を修正すべきです

第 30 条の 45（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するも

の（以下「外国人住民」という）に係る住民票には、第7条の規定にかかわらず、同条各号（第5号〔戸籍の表示〕、第6号〔住民となった日〕および第9号〔選挙人名簿〕を除く）に掲げる事項、国籍等、外国人住民となった年月日および同表の上欄に掲げる者〔中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者〕の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

第39条（適用除外）

この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第30条の45の表の上欄に掲げる者〔中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者〕以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

①従来、単一の書式・単一の事務処理手順で対応してきた住基台帳事務が、今回の改定案では、特別永住者／中長期在留者／一時庇護上陸許可者・仮滞在許可者／出生または国籍喪失による経過滞在者——という4つの区分について、異なる記載事項（書式）を追加しています。そして、異なる書式に従った、異なる事務処理手順が採用されることになります。

このことは――、

- ◆外国籍住民に付与される多数の「法的身分情報」を住基台帳に記載することで、市町村はこれらを使って「法的身分による、地域住民の行政サービスを受ける権利を制限する」こととなります。これは、地方自治法・住基法を基礎とする自治事務の範囲を逸脱することになり、行政目的を実現する手段としての合理性・正当性を著しく損ないます。
- ◆住基台帳事務を必要以上に複雑化し、法目的である効率化・合理化に反します。

◆住基台帳システムのプログラムおよびデータベースの設計に、多数の、基本的な修整を行なう必要が生じるため、自治体の負担を過剰に増大させることとなります。

②こうした煩雑な書式と事務処理ではなく、必要最小限の「特例」を規定すると定めるよう修正すべきです。つまり、戸籍の表示の代わりに「外国籍者である旨／国籍」が記載されれば、自治事務としては十分なのです。

③難民申請中の人の大多数が、長期にわたる（場合によっては2年を超える）難民認定審査期間中、「仮放免」という法的身分のもとで地域社会の中で暮らしている実態を、市町村が把握し、必要な人権上の保護を提供するうえでも、この修正は必要です。

④上記をふまえ、第39条の「住基法」の適用除外について、「日本の国籍を有しない者のうち短期滞在者については、適用しない」と修正すべきです。

（2）第30条の50を削除すべきです

第30条の50（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知）

法務大臣は、入管法および入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民についての第7条第1号から第3号までに掲げる事項〔氏名、出生年月日、性別〕、国籍等または第30条の45の表〔中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者〕の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

①前述した改定案第30条の45に対する修正を行った場合、この第30条の50の規定は必要がなくなりません。

外国籍住民の住民票に「外国籍である旨／国籍」などの特例的記載がされるとしても、それは市町村が直接本人から収集できる情報です。

②この「法務大臣からの通知」は、総務省が第7回の「外国人台帳に関する懇談会」で配付した資料にあるように、「在留期間」を超えて滞在する外国籍住民の「住民票（外国人住民票）」を一律に「消

除」することを予定しています。この結果、当該本人は、現に住所地に居住しているにもかかわらず、「在留管理制度」以外の市町村・都道府県・国の行政事務からは「見えない人間」にされ、救急医療などを除く人権保障・社会保障や、各種の行政サービスから一律に排除されてしまいます。そのような法的処分を市町村にしている合理性・正当性があるとはとうてい考えられません。地方自治法・住基台帳法の法目的を逸脱し、国際人権規約等の規定に反するものです。

③市町村の自治事務である「住基台帳」を、国の事務である「在留管理」と切り離すために、第 30 条の 50 を削除すべきです。この切り離しは、現行法体系の中に何らの不整合ももたらすものではありません。むしろ、地方自治法・住基台帳法が憲法の「地方自治の本旨」に基づき「地域の特性

に合わせて」行政を行なうとしていることに整合するだけでなく、住民に近いサービスはもっとも身近な基礎自治体で実施するという、基礎自治体重視の地方分権、地域主権型社会の実現する「地方分権」のためにも、必要な修正です。

4. 今回の法改定において、在日外国人は地方自治法上の「住民」としての地位が明示されません。したがって自治体は、外国籍住民に対する社会保障を日本籍住民と同様に行なうことが求められます。生活保護（入管法「別表第 2」の在留資格保持者のみ対象）や国民健康保険（1 年以上の在留資格保持者のみ対象）などの制限条項を撤廃するなど、現行法制度とその運用実態を全面的に検証し、外国籍住民の文字通り「住民」としての地位と権利が保障されるようにしてください。

◆「改定法案」批判の詳細は⇒ <http://www.repacp.org/aacp/>

<これまでの経過と私たちのとりくみ>

3月 12 日（木） 法務部会の政策秘書グループと面会し、意見交換。
3月 13 日（金） 社民党の法務部門会議でヒアリング。
3月 22 日（日） 在日大韓教会関西地方会社会部・関西外キ連など、大阪KCCで学習会。
3月 25 日（水） 第 1 回院内集会を開催。民主党・社民党・共産党の議員・秘書など 100 人が参加。
3月 26 日（木） 民主党の法務部門会議ヒアリングで、入管法改定案の問題点を指摘。
3月 29 日（日） 「外国籍住民と入管法改定」集会を開催（在日韓国YMCA）。
4月 1 日（水） 総務委員の議員に面会。
4月 8 日（水） 第 2 回院内集会を開催。民主党・社民党・共産党の議員・秘書など 100 人が参加。
4月 11 日（土） 大阪・「新たな外国人管理制度に反対する集会」。
4月 15 日（水） 民主党の総務部門会議ヒアリングで、住民基本台帳法改定案について評価と問題点を指摘。大阪・『入管法・入管特例法・住基法改定案廃案に向けて』緊急学習会。
4月 16 日（水） 総務委員の議員に面会。
4月 20 日（月） 総務委員の議員に面会。
4月 22 日（水） 第 3 回院内集会を開催。民主党・社民党・共産党の議員・秘書など 100 人が参加
4月 24 日（金） 衆議院法務委員会で審議始まる。自民党・公明党議員が質問。
4月 28 日（火） 衆議院総務委員会で審議始まる。政府、法案主旨説明。
5月 7 日（木） 社民党の総務部会ヒアリングで、住民基本台帳法改定案の問題点を指摘。
5月 8 日（金） 衆議院法務委員会、野党議員の質問のあと、参考人招致。移住連、日弁連、民団、群馬県太田市長が意見陳述（3 人が反対意見）。
5月 9 日（土） 大阪でデモ。
5月 12 日（火） 衆議院法務委員会、野党議員の質問。
5月 13 日（水） 第 4 回院内集会を開催。民団・総連など 150 人が参加し、発言。
キリスト教会代表者（教派・団体代表者）8 人、記者会見をして「入管法の改定案に反対するキリスト教会共同声明」を発表（衆議院第二議員会館）。